

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）

（新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様への資金繰りに、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

<新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）>

■ 対象者

売上高等減少	利子補給	保証料
①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）▲5%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ
②小・中規模事業者（上記を除く）▲5%以上	3年間 100%（県）	事業者負担 1/2
③小・中規模事業者（上記を除く）▲15%以上	3年間 100%（国）	事業者負担ゼロ

■ 融資限度 運転資金、設備資金 6,000万円（併用時は6,000万円限度）

■ 融資期間 10年以内（うち据置5年以内）

■ 融資利率 当初3年間無利子

（固定 年1.5%以内）

※事業者の皆様がお支払いした金利について、事後的に相当分をキャッシュバックします。

■ 保証料率 上記対象者①、③は全期間保証料ゼロ

上記対象者②は、全期間保証料 1/2

（年 0.85%）

（年 1.05%）（※経営者保証免除対応の場合）

必ず信用保証協会の保証付きとなります。

セーフティネット保証4号及び危機関連保証については責任共有制度対象外 100%保証

セーフティネット保証5号は責任共有制度対象

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

■ **取扱期間** 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたもの。

■ **担 保** 無担保
(ただし、既設根抵当権を除く。)

■ **連帯保証人** 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。
代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)満たせば不要。

■ **取扱金融機関一覧**

【普通銀行】

東邦銀行、福島銀行、大東銀行、みずほ銀行、秋田銀行、足利銀行、七十七銀行、
荘内銀行、常陽銀行、第四北越銀行、山形銀行、北日本銀行、きらやか銀行

【信用金庫】

福島信用金庫、二本松信用金庫、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、
白河信用金庫、会津信用金庫、あぶくま信用金庫、ひまわり信用金庫

【信用組合】

福島県商工信用組合、会津商工信用組合、いわき信用組合、相双五城信用組合、
あすか信用組合、ウリ信用組合

【政府系金融機関】

商工組合中央金庫

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先・融資相談・お申込み先>

県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)